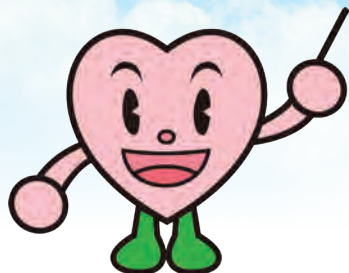


借家人賠償共済



何故 借家人賠償共済の加入が必要なのでしょう？

賃貸の借家に入居している場合、万が一火災等で賃借家屋に損害を与えたときには、貸主に対して「債務不履行による損害賠償」の責任を負うことになります。
このようなときのため「借家人賠償共済」に是非ご加入ください。

※(注1) 債務者が正当な事由がないのに債務の本旨に従った履行をしないこと。

ご加入について

勤労者協会の「火災共済」の家財と合わせての加入となります。

加入条件

- ① 賃貸契約した戸建または集合住宅等の借用家屋で、共済保険契約者またはその家族が居住していること。
- ② 勤労者協会の火災共済の家財に30口（300万円保障）以上加入していること。（借家人賠償共済のみでは加入できません）

加入基準と限度

- ① 借家居住面積に対し、坪（3.3㎡）あたり3口を加入基準とします。（坪数に小数点以下の端数がある場合は切り上げて下さい）
- ② 加入口数は、火災共済の家財の口数を超えないものとします。
- ③ 加入限度は50口（500万円保障）までとします。

セットで加入

| 借家人賠償共済 | 火災共済 |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 借用家屋 | 家財 |
| | |
| 最高 50口まで (最高500万円保障) | 30口~ 150口まで (300万円から1500万円保障) |

共済保険料 建物の構造や払込方法により異なります。

| 建物の構造区分 | 月払 | 年払 |
|----------|---------|----------|
| 借家が木造の場合 | 6円×加入口数 | 70円×加入口数 |
| 借家が鉄筋の場合 | 3円×加入口数 | 35円×加入口数 |

※払込方法が年払で追加・途中加入の場合の保険料は「月払単価×加入口数×満期日までの残月数」となります。

※鉄筋料率の対象となる家屋とは、完全耐火のコンクリート造り、コンクリートブロック造り、れんが造り、石造り、又は耐火1時間以上の高性能準耐火の共同住宅もしくは個人住宅に限りません。（例：公営、公団住宅、社宅、寮、賃貸マンション、それに上記構造の個人住宅）

※軽量鉄骨の建物は木造扱いになります。

1口あたり最高10万円保障
最高500万円保障の賠償共済!!

お支払いについて

次のようなとき、共済保険金をお支払します。

- ① 共済保険契約者又はその家族の責で火災、破裂・爆発が生じ、居住する借家家屋に損害を与え、債務不履行による法律上の損害賠償責任を負ったとき。
- ② その損害を共済保険契約の借家人が自費で修復したとき。
- ③ 訴訟となったとき。

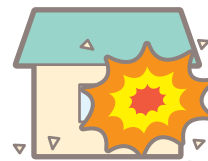
借用家屋の支払対象は

①火災



火災（消防破壊、消防冠水を含む）による損害




②破裂・爆発



物の破裂、ガス爆発などによる損害

支払共済金

火災、破裂・爆発損害の焼損割合に応じて、損害修復費用の実損額を共済保険契約額の範囲内でお支払いいたします。
※借家人賠償共済には火災共済で保障される臨時費用や付加共済保険金の給付はありません。

| 焼損区分 | 焼損割合 | 1口当たりの給付限度額 |
|---|---------------------------|---------------------------|
|  全焼損 | 賃借居住部分の70%以上を焼損したとき | 100,000円 |
|  半焼損A | 賃借居住部分の50%以上 70%未満を焼損したとき | 80,000円 |
| | 半焼損B | 賃借居住部分の20%以上 50%未満を焼損したとき |
|  一部焼損 | 賃借居住部分の20%未満を焼損したとき | 30,000円 |

焼損割合の判定 火災等が発生した時の焼損割合は次により判定します。

$$\left(\frac{\text{賃借居住部分の焼損坪面積}}{\text{賃借居住部分の延坪面積}} + \frac{\text{焼損部分の修復実損額}}{\text{賃借居住部分の延坪面積} \times 40\text{万円}} \right) \times \frac{1}{2} \times 100$$

(当会の定める額)

但し、火災共済の家財と合わせての加入が条件ですので、以下についても保障されます。

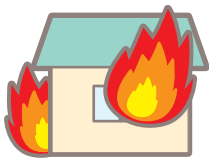
《火災共済の家財》の加入口数で保障されるもの》

【火災共済保険金】

【付加共済保険金】(以下の7項目)

共済区分

①火災



②破裂・爆発



③落雷



④墜落



- ①消防破壊・消防冠水を含む。 ②物の破裂、ガス爆発などによる損害。
④航空機の接触・航空機からの物体の落下を含む。
※地震・噴火が起因する火災等の損害は、直接・間接を問わず適用外です。
【臨時費用について】

①～④の損害で実損査定給付額の15%相当額を臨時費用として、火災共済保険金にプラスしてお支払いします。
但し、③落雷損害で電気機器類のみの故障損害に対しては、臨時費用の適用はありません。

- 風水雪害
- 車両の飛び込み
- 風呂の空焚き
- 凍結によるパイプの破裂
- 水漏れ損害
- 失火見舞金
- 死亡弔慰金

お問い合わせ・お申し込みは

一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会

〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号 ワークピア広島5階
☎0120-276-701 ☎(082)261-4208 FAX(082)263-7586

E-mail:kinnrou@cello.ocn.ne.jp

ホームページ:https://kinnrou.jp

勤労者協会

検索

